

令和 元年 8月 28日

## 議員視察報告書

赤穂市議会  
釣 昭彦 議長様

議員氏名	有田 光一	⑩
〃	奥藤 隆裕	⑩
〃	田渕 和彦	⑩
〃	小林 篤二	⑩
〃	木下 守	⑩
〃	家入 時治	⑩
〃	釣 昭彦	⑩
〃	土遠 孝昌	⑩

下記のとおり、行政視察・講演会等に参加しましたので、報告します。

### 記

1. 実施日 令和元年8月6日（火）～令和元年8月8日（木）  
（3日間）
- (1) 愛知県知立市（令和元年8月6日（火））
    - ・議会改革・活性化の取組みについて
    - ・災害発生時対応について
  - (2) 愛知県犬山市（令和元年8月7日（水））
    - ・議会改革・活性化の取組みについて
  - (3) 岐阜県中津川市（令和元年8月8日（木））
    - ・議会改革・活性化の取組みについて

## 目 的

平成12年に地方分権一括法が施行されて市議会の役割、責任が増大した。赤穂市議会でも平成21年には議会倫理条例、平成26年に議会基本条例の制定を行いこれに対応してきた。近年の例を挙げれば、議会運営委員会で議会改革について議論し、市民との意見交換会の開催、議会のインターネット中継などの改革を行っている。

しかし、市民から厳しい意見を聞くこともある。まだまだ赤穂市の議会改革は道半ばであると認識している。

今回は議会改革先進市である3市の視察を行った。今後の赤穂市の議会改革の参考にするためである。

視察地：知立市 知立市議会

令和 元年 8月 6日（火曜日）

## 視察概要

知立市は愛知県の中央部にある人口7万2千人の市である。その面積は16km<sup>2</sup>と狭く、人口密度は4,425人/km<sup>2</sup>と赤穂市の1.3倍以上である。人口は増加傾向にあり、市の財政状況も良好である。

知立市議会は平成22年に知立市議会基本条例制定を策定するにあたり、3つの理念を明確にした。

①議員が行動する議会をめざす②市民に開かれた議会をめざす③議員が討論する議会をめざす。の3つのである。

その理念に基づき、「議会報告会」「委員会と市民・団体との意見交換会」

「議員相互の自由討議」「政策討論会の開催」などを実施している。

その結果、知立市は早稲田大学マニフェスト研究会の「議会改革度調査」で愛知県で2位となっている。

今回の視察では議会改革先進市の知立市の

①知立市における議会改革・活性化の取り組みについて。

②災害発生時の議会の対応について。

以上の2点について視察を行った。

## 内容詳細

### 1、議会改革・活性化の取り組みについて

#### (1)議会基本条例の制定について

・知立市議会基本条例の制定に至る背景

①平成12年4月に地方分権一括法が施行され市議会の役割、責任が増大する。

②市民から議会活動及び議員活動に対する市民の疑問や批判が出てきた。

・それに対する議会の対応

①平成22年12月 議会改革特別委員会の設置

②平成23年11月 市民アンケートの実施

③平成25年 1月 市民からの意見募集

④平成25年 3月 定例会で可決・制定

#### (2)知立市議会基本条例の理念

目的は市政の発展と市民福祉の増進である。

- ①議員が行動する議会をめざす。
- ②市民に開かれた議会をめざす。
- ③議員が討論する議会をめざす。

### (3)知立市議会基本条例の特徴

- ①二元代表制による議会の活性化、市民の負託に応えることを目的とする。
- ②市民に開かれた議会を目指す。  
実施例：「参考人制度の導入」「議会報告会の開催」「委員会と市民・団体との意見交換会」「出前講座の開催」「一般質問録画映像インターネット配信」「電子表決システムの導入」
- ③議員が議論する議会・行動する議会を目指す。  
実施例：「一般質問で執行部の反問権を認める」「議員相互の自由討議による合意形成を行う」「政策討論会の開催による、政策立案 政策提言の強化」
- ④平成26年から議員定数の削減・平成24年議員政治倫理条例の制定・議決事件の拡大

### (4)基本条例に規定された内容の実施例

#### ①議会報告会

- ・年4回定例会毎に開催している。
- ・参加は全議員 準備を含め全て議員自らの手作りで行っている。
- ・報告会の記録、アンケート結果、質問に対する回答はホームページで公開。
- ・参加人数 1回目300人、2回140人・・・23回43人と減少傾向である。

しかし、28回 57人 29回 52人と底は打った感じ。開催日時の変更とか様々な工夫は行っている。

#### ②自由討議

- ・運用：各委員会にて実施している。
- ・対象：すべての議案、請願、陳情。
- ・時期：質疑終了後、委員会で諮り実施。
- ・実施例：中小企業基本条例で修正案の討議⇒次の定例会で修正案可決  
文化芸術基本条例で付帯決議の討議⇒本会議で決議案可決
- ・今後の課題：実際は委員会は「自由討議なし」で終わることが多いこれを増やすことが課題である。

#### ③議決事件の拡大

- ・平成25年3月定例会にて「知立市議会の議決すべき事件を定める条例」を可決。  
議決事件の拡大を行った。  
(知立市男女共同参画プラン・知立市公共施設等総合管理計画等 全14プラン)

#### ④政策討論会

- ・テーマ：地方創生
- ・期間：平成27年10月～平成28年6月
- ・方法：各会派1名ずつの6議員でプロジェクトチームを立ち上げ、合計9回の協議を重ねた
- ・結果：政策提言書を作成し、市長に提言を行った。

### ⑤予算・決算委員会の設置

- ・平成26年8月より予算・決算委員会を常任委員会として設置した。
- ・委員会の構成は全議員である。
- ・但し、委員会に3つの分科会を置き 内容を分担して審査・調査する。  
分科会での表決は行わない。表決はあくまで委員会で行う。

### ・ 災害発生時の議会の対応について（BCPの策定）

※BCP（Business Continuity Plan、業務継続計画）とは、災害時に、人・物・情報等利用できる資源に限りがある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定める計画のこと。

#### (1)策定の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定外の被害の為に 議会の基本的な機能が果たされなかったという反省点がある。

大規模災害が発生した場合でも 二元代表制としての機能を果たし、住民ニーズに対応する為にBCPの策定に至った。

これを策定するにあたってはこの件の先進市である天津市の事例を参考にした。

#### (2)BCPの発動基準

- ・地震 震度5以上
- ・風水害 台風等風水害により市対策本部が設置された場合
- ・その他 上記以外、事件、事故、新型インフルエンザ テロ 等

#### (3)時期に応じた議員の活動内容

- ・初動期：議会事務局員の参集・対策会議を設置する。  
※BCPでは知立市議会に対策本部を設置することになっているがあくまで市の対策本部がメインである。
- ・初動期：各議員は対策会議の参集の指示があるまで 地域の応急活動や避難所などの活動に従事する。
- ・展開期：災害情報の収集、共有、発信を行う。  
議員と市の情報共有 議員は対策会議からの参集指示で議会活動を行う。
- ・安定期：議会機能の早期復旧。  
本会議・委員会を開催し 復旧・復興予算等を審議する。

#### (4)議会の防災計画と防災訓練

- ・防災計画：議会BCPでは災害非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確化する。今後は、議会としての防災計画の策定に向けた取り組みを行う。
- ・防災訓練：災害に対する危機意識を高める観点から議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練を計画的に実施する。

## 各委員所感

### A委員

- ・議会改革について  
議会改革・活性化への取り組みは初心にもどること、まさにこのことを考える機会を与

えてくれたと思う。

- ・災害発生時対応について

災害時の初期から議員の行動がマニュアル化されており赤穂市議としても参考になるのではないか。

## B委員

- ・予算・決算委員会について

赤穂市のように委員会へ分割付託し表決するのが一般的と考えていたが、知立市では予算・決算審査の分割付託は、議案不可分の原則また、議案一体の原則に反するとの見解から予算・決算委員会を設置し一括付託としている。総務省見解の精査が必要である。

(犬山市は分割、中津川市は一括)

- ・議決事件の拡大について

赤穂市は定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止に関する事件のみ議決事件としている。知立市は総合計画（まちづくり基本計画）など14プランと幅が広く、審議方法として条例提案までに骨子を全員協議会で協議している。本市においても議決対象の拡大が求められる。

- ・全員協議会（公開）の多用について

「議論する議会」「行動する議会」へ向け、公開の全員協議会が多用されているようだ。議員の発言をどう引き出し、合意形成をはかるか、議長の協議会運営の手腕が問われる

と

感じた。

## C委員

東海地方の市議会では知立市に限らず、代表質問制はあり採用していないらしい。採用している議会は人口40万人位の大都市で議員数の多い議会に限られているとのことである。代表質問については、それぞれの議会でのあり方、考え方があるかと思うが赤穂市議会でも慎重に検討しなければならない重要な課題であると感じる。

## D委員

議会に関する市民アンケートを実施するなど市民に開かれた議会を目指して、議会報告会や出前講座を開催している。また議員相互の自由討議を委員会の途中に行い合意形成を図っているのも特徴的であった。

また、災害時発生時対応要領や対応マニュアルの制定は、議員の行動による行政の混乱を防ぐことや議員活動を明確にできるもので参考にしたい。

## E委員

赤穂市に於いても常任委員会単位で市民との意見交換会を行っている。今後は議員全体での議会報告会の開催を検討してはどうかと思った。

## F委員

- ・災害時での議員派遣を議長判断で行うことを盛り込んでいる。
- ・災害現場に議員を派遣することは実際にできないことを説明された。議員の年齢や体力的なことも考慮したうえで位置付けることが必要であると考えた。
- ・災害時といえども議員として安心して活動できる公務としての位置づけを見定めることは重要であると感じた。
- ・議会での防災対策をおろそかにすると、議会は取り残されると指摘があった。災害対策

は議会の一丁目一番地のものであるとの発言もあった。今後、赤穂市議会としても議論していく必要がある。

## G委員

### ・議会活性化について

知立市においてお議会基本条例に基づき、「議会報告会」「委員会と市民・団体との意見交換会」「出前講座の開催」等を実施されていることは非常に評価すべきである。年に4回、議会報告会をしていることに驚かされた。

しかしながら、議会報告会も回を重ねる毎に参加者が減少している。報告会の内容、開催日時等 検討事項は多いと考える。しかし、知立市が議会改革ランキングにおいても、上位であることは、見習うべき箇所があると、思われる。

### ・災害発生時の議会の対応について

災害発生時に議会が市と連携するのは良いが、議会が対策会議を設置して市と連携が出来るかが疑問であった。

説明者 : 知立市議会議員  
知立市議会事務局

石川智子（議会改革・活性化の取組みについて）  
横井宏和（災害発生時対応について）

質疑対応：知立市議会議員

風間勝治、永田起也

## 視察概要

犬山市は愛知県の北東に位置する市で、人口は7万3千人である。

犬山市議会は平成30年11月に「第13回マニフェスト大賞」を受賞している。市民が議会で発言する「市民フリースピーチ」などの斬新な活動が評価されたようである。

これは前議長ビアンキ・アンソニー氏が出身地のアメリカの議会に倣って導入したものである。他に「議長室のオープンドアポリシー」「女性議会」等多くの先進的な取り組みを行っている。

そのため、近年視察を受ける件数が増えてきたとのことである。今回の我々の視察もスケジュールの都合で武雄市との合同視察となった。

議会運営委員会の視察で2市の合同視察になるのは初めてではないかと思う。

しかし、質疑応答の場での状況の違う3つの市の意見交換が行われたのは大変意義のある事であったと思う。

※マニフェスト大賞とは、地方自治体の議会・首長等や地域主権を支える市民等の、優れた活動を募集し、表彰するものである。主催：マニフェスト大賞実行委員会 共催：早稲田大学マニフェスト研究所、毎日新聞社

## 内容詳細

### ● 犬山市の議会改革のあゆみ

犬山市の議会改革は2つのステージを経ている。

#### (1)第一ステージ（平成22年5月から23年3月）

- ・議会基本条例の制定（平成23年10月）
- ・議会人事組織の見直し（議長任期の2年・委員会報酬の廃止）
- ・議員間討議の促進（全員協議会で）
- ・市民との意見交換会の実施

#### (2)第二ステージ平成27年7月～

- ・議員有志で議会改革委員会を設置
- ・その時の問題意識
  - ①日本の議会は受け身すぎて 十分機能していない
  - ②議会はもっと積極的になるべき
- ・次の3点が必要と認識
  - ①市民参加（市民の意見を吸い上げる場が必要）
  - ②議員間討議（議員同士での議論がないと議会としての意思決定が行われない）
  - ③議会の政策立案・政策提言力の向上（議員間討議は提案につながらないと無意味）
- ・対策として以下の施策を実施
  - ①市民参加を目的として
    - 市民フリースピーチの導入
    - 女性議会の開催
    - オープンドアポリシー（特定の日議長室を開放する）
    - 市民との意見交換
    - 親子議場見学会
  - ②議員間討議を目的として

全員協議会での討議を導入

③議会としての提言を目的として

決議、付帯決議、申し入れの実施

● 具体的な施策の実施例

(1)市民フリースピーチ（その時の議長の出身地アメリカの例を参考とした）

- ・目的：市民の市政・議会への関心を高める。  
市民の意見を市政に反映させる
- ・方法：定例会開催時に市民が議場で、議員に対して5分間自由に発言する  
発言者は基本的に申し込み順（定員7名）  
時間は発言者の出席しやすい 夕方6：30～  
発言内容については議長が事前にチェックする
- ・議会の対応  
市民スピーチの内容について必要であればそれを受けて全員協議会  
で議員間討議を行い、行政側にアクションをとる
- ・アクションの具体例  
フリースピーチの内容：障害者の災害時の支援について  
↓  
アクション：議会から申し入れ。障害者が避難しやすい支援体制を  
↓  
行政からの回答：地域支援者を2名から1名でも登録可能として運用する
- ・その他：出場者の年齢制限なし。フリースピーチの後で議員から発言者に質問（発言内容について確認）する場合がある。
- ・実施状況：年3回実施 発言者 各6名～7名
- ・反省他
  - 発言者は個人での申し込みが多い。団体の代表などは発言する機会がある。普段意見の言えない個人が発言することに意味があるのではないかと考えている。
  - 市民フリースピーチの時は傍聴席が満員になる
  - とんでもない意見を言う人は少ない。むしろ熱く語る内容に議員が共鳴することもあった。

(2)女性議会

開催次期：平成30年2月14日（前々回の開催は10年前）

目的 女性議員を増やす。市民（女性）の意見を聞く。

内容：一般公募の女性が議員（いちにち女性議員）になり、模擬議会を行う。

事前に公募に申し込んだ女性に議員がアドバイス等を行い、その後、議場で質問してもらう。

やり方は通常の議会と同様で 理事者（市職員）が答弁する

女性議会で出た質問内容は議会の全員協議会で討議を行い、意見集約したものを行政に申し入れを行った。

女性議会の成果等

- ・女性模擬議員の質問により、行政の情報が正確に伝わっていないことが判明。  
⇒市民目線での情報伝達に努めるよう申し入れを行った。
- ・女性目線の質問が多く 質問の準備を手伝った議員の勉強にもなった
- ・10年前行われた女性議会では議員の体験者が立候補し当選した。
- ・平成30年の女性議会でも1名立候補したが落選した



・今後10年に1回ではなく4年に1回程度行うことを検討中。

(3)オープンドアポリシー

誰でも気軽に議長室にきて議長と相談しやすい日を設定する。  
公務のない毎週水曜の午後に実施中。

(4)市民との意見交換会

毎年開催会場ごとにテーマを決めて意見交換会を行っている。  
委員会ごとあるいは市民との距離が近い場所での開催を行っている  
参加者を増やすために著名人の講演会も同時開催している  
結果は市議会だよりや ホームページなどでフィードバックを行っている

(5)親子議場見学会

議会を身近に感じてもらおうと平成28年から実施  
対象：小学生（高学年）とその親。  
内容：事前に委員会室で議会について説明し、その後、議場を見学する。議場で議員が質問を受ける。  
成果：子供と若い世代の親とが来てくれる  
質問コーナーではあまり議員との接点がない若い世代の声を聞くことができた。  
選挙への関心につながつことを期待している。

(6)その他

各種団体との意見交換会の実施

(7)議員間討議の促進の取り組み

定例会会期中に全員協議会を開催し一般質問及び上程議案について議員間討議を行う  
委員会でも議員間討議を行う。

成果等

全員協議会の議員間討議で意見を集約し、提案を行うこともある。

委員会での議員間討議では政策提言の機会が多くなった。

(例：コミュニティバスの増便)

## 各委員所感

### A委員

・議会改革の取り組みについて

市民の声を議会と市政に反映させる取り組みを行っていることが伺えた。

例えば「市民フリースピーチ」「市民との意見交換会」「女性議会」等である。赤穂市で実施されているものもあるが他市の活動状況を聞くと違いを感じた。

### B委員

・「市民参加」について

「市民参加」の機会を増やすため、取り入れた「市民フリースピーチ」「女性議会」の内容を議会から行政に申し入れを行って成果をあげている。本市議会の「市民との意見交換会」を発展させる参考事例となった。

・議員間討議からの政策立案・提言力の向上について

議員同士で議論しないと議会として物事が決められない。議員間討議は提案につながらないと、ただのトークショーである。との指摘は身につまされる指摘だ。定例会会期中の全員協議会や委員会での討議、討論の場の設置が適切に行われていると思った。

## C委員

- ・議会改革・活性化の取り組みについて

犬山市議会では代表質問制は採用しておらず、一般質問に重点を置き、一般質問は、4日間の日程を組み込んでいる。議案質疑は委員会負託し、3つの委員会を1日で同時開催している。

犬山市は、豊かなまちで、本市と比較しても市民福祉の行き届いたまちづくりが出来るのではないかと感じる。定例会では毎回、多くの議員が意欲的に一般質問をしているのは、このようなまちの実情によるところもあるのではないかとと思う。又、犬山市委員会は同時開催なので他の委員の議員の傍聴経験はない。新人議員でも1人で委員会に挑むことになる。新人委員の負担は大きくなるので委員会の同時開催について見直し論が出るのは理解できる。

## D委員

権限を最大限に発揮できる議会にするために、議員間討議や議会の政策立案・政策提言力の向上等に注力している。市民参加を増やすために、「市民フリースピーチ」「女性議会」「市民との意見交換会」や「親子議場見学会」なども開催している。それらを全員協議会で議論し議会として提言していく流れを作っている。

## E委員

- ・市民参加の取り組みについて

「市民フリースピーチ」「オープンドアポリシー」「女性議会」「親子議場見学会」等は市民の意見をより市政に反映させようとするものである。

今後は、赤穂市においても市民に開かれた議会を目指し、様々な事に取り組む必要性を感じた。

## F委員

市民スピーチは、市民が議会に意見を言う場として実のある取り組みだと感じた。赤穂市議会として、これまで議会活性化や全協において環境問題等で議員間討議を行ったり、請願陳情の審査等で意見をぶつけ合ったりしてきたが、市民の意見を政策提言に結び付けていくには、幅広い知識や提案できる知恵を磨く必要があると再確認した。今後さらに議論の場を増やす取り組みを提案したい。

YouTubeでの委員会放映などを積極的に実施し、議会のありのままの姿を市民に視聴していただくことによる見える化を推進している。議論の場を市民に見える化することが、議会を身近に感じることができ、議員の資質向上にもつながると受け止められる。

## G委員

前議長がアメリカ人であった為かその時、議会改革が大きく動いた様感じた。市民参加型の機会を増やす市民に開かれた議会運営を感じた。同じ様な事は赤穂市議会では出来ないかも知れないが出来る限り市民に見える議会活性化を押し進めたい。

犬山市も議会改革度調査で愛知県内ランキングの6位と上位である。勉強になった。

説明者：犬山市議会事務局 川瀬恵子

質疑対応：犬山市議会議員 三浦知里、大井雅雄、豊村貴司、鈴木伸太郎

## 視察概要

中津川市は平成17年、平成の大合併で越県合併を含め7町村を吸収合併した。現在の人口は7万8千人 面積は676k㎡と広い。人口密度は赤穂市の3分の1程度である。

合併時、議員定数は35名であったが平成25年に定数を21名にするまで、2回の議員定数削減を行っている。

中津川市の議会改革は2つのステージに分けられる。

第一ステージは平成17年の合併から平成21年まで。

主に、合併後の議員定数の削減。市議会選挙の方法（大選挙区で行うのか小選挙で行うのか）等が主なテーマであった。

第二ステージは平成21年以降で、具体的な問題に取り組んでいる。

中津川市の議会改革の項目は多いが一つ一つ着実にとりくんでいるように見受けられた。特に「市民と議会の対話集会」については9か所で実施しており、各地区の参加者も多い。

対話集会の開催場所が多いのは議会側が市内各地域による環境との違いを意識している結果と思う。参加者が多いのは、議員の努力の結果と思うが、合併したがゆえに逆に市民の市政への関心が高い為もあるのだろう。

議会改革は 全議員が賛成しないと実施しない。議運に挙げるまえに徹底的に懇談会で説明、議論する。というのを原則としている。

## 内容詳細

### 1. 議会改革の経緯

#### (1)第一ステージ

平成19年

議会改革を踏まえた特別委員会設置

検討事項：議員定数・選挙区・選挙公報

選挙区・議員定数・選挙公報などの問題について各会派で話し合い。後に、特別委員会で検討⇒次の選挙から定員24名・大選挙区制に決定

平成20年

事務局と議員の連絡方法の変更（FAX⇒メールに）

政務調査費の用途基準に関する細則を決定

本会議のインターネット中継を開始

平成21年度：議員の費用弁償を廃止

議員の期末手当10%削減

政務調査費20%削減

#### (2)第二ステージ

平成21年～24年 議会改革特別委員会を設置（定数10名）

市民アンケートの実施

議会改革に関する講演会を開催（年1回程度）

本会議のインターネット中継実施

議員の期末手当の削減

議会の質問における反問権の導入

委員会における請願者の趣旨説明の場の確保

委員会における議員間の自由討議の実施

各種委員会の放映の実施  
政務調査費収報告書のホームページの公開  
議会報告会の実施を決定  
各種委員会の報酬を廃止

平成25年から

市民と議会の対話集会の実施  
議会基本条例案／政治倫理条例案を対話集会で報告  
議会基本条例／政治倫理条例を設定  
全議員にタブレット端末貸与を決定・ペーパーレス議会システムを導入

## 2. 実施例

### (1) タブレット端末の導入

#### ① 経緯

平成26年にIT化に向けて行政視察を実施。

平成30年にタブレット端末を導入。1年かけてほぼ紙ベース無しにもっていく  
同時にペーパーレス議会システムを導入した。

#### ② 反省点等

- ・費用体効果については難しい面もある。しかし、環境にやさしい、データの検索が容易である等のメリットがある。
- ・執行部（職員）ではペーパーレスになっていない。議会としてはペーパーレスを強制できない。
- ・委員会で執行部が現地で撮った動画をタブレットで見ることが出来る。また、委員会のメンバーでない議員も見ることが出来るのは便利である。
- ・市民との対話集会でもタブレットは使い勝手が良い。

### (2) 市民と議会の対話集会

基本条例の開催要領に基づいて開催している。

実施個所：9か所（主に地元の公民館で実施）

内容：議会活動報告の後 意見交換。

班編成及び役割分担：

議員を3班（各班6～7人）に分け 責任者、司会者等役割分担を決め各所を回る  
議会事務局はなるべく手伝わない。議員自らが行う方針である。

実施状況：平成23年から毎年実施 3日間×3か所、合計9か所で行った。

その他：

資料はホームページに公開

対話集会毎にアンケートを取っている。

集会で回答できなかったものは後日回答をホームページで公開している。

毎年議会運営員会で改善事項を検討している。

反省等：

実施回数の検討：5日間×3か所 計15か所にすることを検討している

行政視察の報告、議会活動の具体的な報告をしてほしいとの要望がある。

意見交換をグループ討議にしてはとの意見もある

### (3) 議員定数削減について

#### ① 経緯

平成17年： 1市7町村が合併 議員数35名  
平成19年： 4月の市議会選じゃ小選挙制（地区毎に選挙を行う）で実施した。  
議員数30名  
平成20年： 定数24名 大選挙区制で選挙を行うことを決定  
平成25年： 定数21名 大選挙区制で選挙を行うことに決定

#### ②議員削減の議論について

議論は議会改革特別委員会で行った。  
選挙方法（大選挙区制）は決まったが定数なかなか決まらなかった。  
最終的には各会派からの3つの案を採決して決定。

#### (4)その他

- ・基本条例について：改正しながらいいものをめざす方針である。
- ・議員間討論について：実際はあまり行われていない。
- ・反問権について：今までに3～4回しか使われていない。質問の再確認に使われる。反問の枠をひろげて、これからはもっと執行部が積極的に利用してもよいと考えている。  
※反問権とは：市長をはじめとする執行部（答弁者）が質問者に対して問い返すことができるというもので、(1)質問の趣旨・内容確認、(2)質問の背景・根拠、(3)質問に対する逆質問など。
- ・災害時のマニュアルを作っているが条例にはしていない。

### 各委員所感

#### A委員

議員が市民から選ばれた代表として活動を行えば議会は常に活性化されていく。しかし、そこに会派や政党等が加わればブレーキがかかる。中津川市も議会改革を議会(議員)が市民と向き合うことから取組んでいることが伺えた。

議員は市民・全ての自治会の代表であり、そうでないと議員や議会の存在に係わる。今、議会や議員あり方に市民の関心が高いといわれた議員もいた。正にこのことではないか。中津川市も議会改革に時間をかけているが、市民ファーストの改革に取り組んでいることが伺えた。

#### B委員

- ・請願・陳情の取扱い  
H22年5月「委員会における請願者の趣旨説明の場の確保」に始まり、「請願の趣旨説明の委員会（協議会）の放映」、「陳情者 委員会協議会で趣旨説明が可能」「請願・陳情文書表を市議会HPに掲載」H28年8月の「陳情者の取扱いを請願者と同様とする」まで、市議会における市民の参政権を着実に拡充してきている。
- ・代表質問制  
3市とも採用していない。市の規模の大小で判断しているようだ。

#### C委員

- ・議会改革・活性化の取り組みについて  
中津川市は7町村を吸収しての合併である。旧来の町村での議員の割り振り、減員については難しいものがあつたかと思う。平成23年から、市全域の選挙区に移行し定数24人で選挙を執行し、その後21人に減員して現在に至っている。本市においても議員の定数問題は大きな課題である。行政課題の多い中で議会(議員)としては、市民に信頼さ

れ、期待される議会(議員)活動を心がけなければならない。その中で議員定数について考えるべきであると思う。

#### D委員

議会改革の専門的講師を招いて勉強するなど、地道に議会改革に取り組んでいる。予算・決算委員会を常任委員会として設置し、補正予算についてもその常任委員会で審査している。一般質問の質問時間を通告に入れ日程調整しているのは珍しい。また、ペーパーレス議会システムを導入し、全議員にタブレットを貸与している。やれるところからペーパーレスを導入することを検討したい。

#### F委員

##### ・タブレットの活用について

タブレットを活用し、スムーズな議会運営に取り組んでいる。使い方にも様々な工夫が取り入れられている。しかし、理事者は別型のパソコンを使用している。統一したものの方がよいのではないかと感じた。

赤穂市議会としては、理事者と調整しながらの、スムーズなICT化の導入の方向へ進めることになると思われる。近い将来検討できる知識を積み重ねたい。

##### ・対話集会について

対話集会を実施されているが、ホームページにチラシや内容を掲載している。「市民にわかりやすい議会」「市民に開かれた議会」「市民が参加する議会」を目指した取り組みを積極的に行っている。市民アンケートにある市民のご意見、ご要望の掲載も大変に参考になった。市民の意見を基に議員間討議や政策立案を行うことで、身近な存在として議会が信頼され、市民の市政への関心も高まると理解できた。

赤穂市議会としても各種団体と意見交換しているが、この経験を積み上げながら次へのステップに進めたい。

#### G委員

・中津川市議会では議員定数の議題も議会活性化の中で議論されており、赤穂市においても議論する時期が来ているのかと感じた。

・市民と議会の対話集会は議長主導で実施されたようだが、凄いとしか言えない。

・タブレット導入については費用対効果よりも議会改革、議会活性化の方が大切である。との考えであった。しかし、タブレット端末も高額であり、無償貸与で市民の理解が得られるか疑問である。

・市民との意見交換会が開かれ、市民の評価も悪くない。議会運営委員会が頑張っている事を感じた。

・議会改革の為に平成21年6月から平成29年2月まで11回、有識者等を招いて勉強会、講演会を開催している。赤穂市の議会でも議会運営委員会の行政視察で先進都市を訪問し勉強をしている。財政的に余裕のある自治体(不交付団体)とは同じようにはいかないが、市民に開かれた議会を目指したい思いでいる。

市民に対する意見交換会・報告会についても、今後検討に努めたい。

説明者：中津川市議会議員 三浦八郎 (議会改革・活性化の取り組みについて)

中津川市議会事務局 鳴崎雅浩 (議会報告会の説明)

質疑応答：中津川市議会議員 牛田敬一